

高病原性鳥インフルエンザに関する対策について 続報

2010年12月22日

報道にもあるように、平成22年12月2日に島根県の養鶏場で高病原性鳥インフルエンザ(H5N1)を発病した鶏が確認されました。続いて、18日には鳥取県で19日には富山県で、死亡した鳥から高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認されています。現在のところ、人への感染は確認されていません。鳥の間での感染拡大を予防するため、下記のことにご留意してください。

1. 手洗い、うがいの励行

感染症対策の基本は、手洗い・うがいです。日頃から、手洗い、うがいなど一般的な感染予防対策を徹底してください。

2. 野鳥に不必要に接しない。

(1) 野鳥にはなるべく近づかないこと。近づいた場合・野鳥などの排泄物に触れた場合には、手をきちんと洗い、うがいをする。

(2) 死んだ野鳥を発見した場合には、手で触らないこと。同じ場所で多数の野鳥などが死亡していたら、学校や家畜保健衛生所又は保健所に連絡すること。

(3) 鳥や動物を飼育している場合には、それらが野鳥と接触しないようにすること。このため、放し飼いは行わないようにするとともに、野鳥の侵入や糞尿の落下などを防止するために、飼育施設にトタン板等の屋根を設けるなどの適切な措置を講じること。飼育施設周囲の清潔を保つこと。

3. 食品は安全です。

高病原性鳥インフルエンザは、鶏等の鳥の病気であり、感染鶏の肉や卵が市場に出回ることはないが、仮に感染鶏の肉や卵を摂取しても人が感染することはない、人体には影響がない。

4. H5N1 鳥インフルエンザが流行している地域へ渡航する際の注意

特別な必要がなければ、鶏・あひる・七面鳥・うずら等を扱う鳥市場・飼育場等へ出入りしない。